

FIRE PROTECTION EQUIPMENT OFFICER CLASS 3 (TYPE KO)

2026年10月版

# 消防設備士甲種第3類 想定問題集

解説つき 全問オリジナル作成

6

問収録

無料サンプル版

製品版は全180問

---

SKILL BASE CAMP

**本書は非公式の学習教材です。**試験を実施する団体の公認・監修を受けたものではありません。  
公的機関の公表資料および一般に公開された情報のみに基づき、著者が独自に作成しています。

# 本書について

---

本書は、消防設備士甲種第3類の想定問題集（全180問）の無料サンプル版です。  
製品版の構成・難易度・解説の書き方を確認していただくため、6問を抜粋しています。

|      |                                                                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象   | 消防設備士甲種第3類の受験者                                                                                                |
| 出題形式 | 本試験の筆記はマークカードの四肢択一式。本書も四択の想定問題で、計算問題12問と事例問題4問を含む。実技（鑑別・製図）は収録していない                                           |
| 収録数  | 6問（各章の問題のあとに解答・解説）                                                                                            |
| 準拠   | 一般財団法人消防試験研究センター「消防設備士試験 試験科目及び問題数」「試験の方法」（2026年10月6日取得）の試験科目と、<br>消防法・消防法施行令・消防法施行規則、関係する告示・通知（2026年10月1日時点） |

## 本試験の形式と時間配分

試験は都道府県知事が行い、事務は一般財団法人消防試験研究センターが担う。  
甲種第3類（特類以外）の試験時間は、筆記と実技を合わせて3時間15分（一部免除を受ける人は短縮）。受験料は6,600円（非課税）である。設問は次のとおり。

|    |                                             |
|----|---------------------------------------------|
| 筆記 | 45問（消防関係法令15問、基礎的知識10問、構造・機能・工事・整備20問）。四肢択一 |
| 実技 | 鑑別等5問、製図2問。写真・イラスト・図面などを見て記述する形式            |

## 合格基準

筆記は各科目40%以上かつ全体60%以上、かつ実技60%以上

---

本書は筆記だけを扱う。時間配分より、正解の根拠を条文や告示のどこに求められるかを確かめながら解いてほしい。

## 科目と配点

本試験の筆記の出題数は、消防関係法令15問、基礎的知識10問、構造・機能・工事・整備20問で、割合は3対2対4（約33%・22%・44%）である。配点は公表されていない。本書は、収録180問を同じ割合に近づけて配分した（法令61問、基礎的知識37問、構造・機能・工事・整備82問）。

## 解き方の目安

法令の問いでは、面積・数量・期間・届出先の取り違えに注意する。令第13条の表は、防火対象物の部分と面積の条件で、設置できる設備が決まる。計算問題は、規則が定める体積当たりの量や係数を、設問の表の条件に当てはめる形で出題している。式は解説に示してあるので、覚えていなくても解ける。事例問題は、増築や講習の受講期限など、条文を場面に当てはめる形で出題している。

## 本書で扱っていない範囲（別の教材で補ってください）

本書は、筆記の四肢択一だけを扱う。次の範囲は収録していない。いずれも本試験では出題されるので、別の教材で補う必要がある。

- **実技（鑑別・製図）**。写真やイラストで機器を見分ける問題と、配管などを図面に描く問題は収録していない。
- **基礎的知識の物理・電気の計算問題**。熱量・熱膨張、圧力と流体、気体の法則、力のモーメントと仕事、材料の強さ、電力と電力量、磁界と電磁誘導、交流（実効値・RLC回路・三相）、変圧器・電動機・計器の使い方などの公式と計算は、収録していない。

- 基礎的知識では、燃焼・消火の理論、危険物の引火点の区分、SI単位の定義、低圧電路の絶縁抵抗値、接地工事、感電と漏電遮断器などを収録した。
- オームの法則・合成抵抗・キルヒホッフの法則は、数値の計算はせず、「直列では抵抗が和になる」「回路の一巡で電圧の和は0になる」といった関係の理解を問う形で収録した。

収録した範囲は、消防法令・告示・通知と国の公開資料で正解を確かめられる論点である。本書だけで本試験の筆記の全範囲を網羅するものではない。

## 収録内容

### サンプル問題

6問

7

---

# 本書のご利用にあたって

---

本書をお読みになる前に、以下の事項をご確認ください。ご購入・ご利用をもって、これらに同意いただいたものとみなします。

- 1. 本書は非公式の学習教材です。** 消防設備士甲種第3類を実施する機関（都道府県知事。試験事務は一般財団法人消防試験研究センター）の公認・監修・推奨を受けたものではなく、同機関および関係する事業者と 本書の著者との間に、資本関係・提携関係・その他一切の関係はありません。
- 2. 本書の問題・解説は、すべて著者が独自に作成したものです。** 試験問題を再現・引用したものではありません。また、公式テキスト、講座資料、他社の教材から文章を転載した箇所也没有。作成にあたっては、官公庁等が公表している資料、法令、各種基準など、一般に公開されている情報のみを参照しています。
- 3. 本書は試験に出題される内容を予測・保証するものではありません。** 収録した問題は、公開されている出題範囲をもとに著者が独自に構成した想定問題であり、実際の出題との一致を意図したものでも、保証するものでもありません。 本書を学習しても合格を保証するものではありません。
- 4. 内容は制作時点の情報に基づきます。** 消防法令や技術上の基準は改正されます（本書の記述は2026年10月1日時点の法令による）。本書の記述が最新の状況と異なる場合がありますので、実際の受験および実務にあたっては、必ず官公庁等が公表する 一次情報をご確認ください。
- 5. 内容の正確性について。** 著者は内容の正確性に努めていますが、誤りがないことを保証するものではありません。 本書の利用によって生じたいかなる損害についても、著者は責任を負いかねます。
- 6. 複製・再配布の禁止。** 本書は購入者ご本人が学習に利用する目的で提供されています。全部または一部を問わず、複製、転載、譲渡、貸与、公衆送信（インターネット上での共有・アップロードを含む）、 翻案することを禁じます。

- 7. 商標について。**本文中に記載される試験名、団体名、製品名、サービス名は、各社の商標または登録商標です。本文中では™ および® を省略しています。これらの表示は、当該商品・サービスを説明する 目的で用いているものであり、権利者による本書の承認を示すものではありません。

## サンプル問題

---

製品版の構成・難易度・解説の書き方を確認していただくため、全収録問題から抜粋しています。計算問題と事例問題を含みます。

## 問 1

消防関係法令

令別表第一の項と用途

次の表は、消防法施行令別表第一に掲げられた用途の例である。ア～エの用途が属する項の組合せとして、正しいものはどれか。

用途の例

| 記号 | 用途  |
|----|-----|
| ア  | 映画館 |
| イ  | 飲食店 |
| ウ  | ホテル |
| エ  | 図書館 |

**A** ア（一）項 イ（四）項 ウ（六）項 エ（八）項

**B** ア（二）項 イ（三）項 ウ（六）項 エ（七）項

**C** ア（一）項 イ（三）項 ウ（五）項 エ（八）項

**D** ア（二）項 イ（四）項 ウ（五）項 エ（七）項

## 問 2

消防関係法令

地階の自動車整備場に設置する消火設備

次の表の防火対象物の部分に、消防法施行令第13条第1項の規定により消火設備を設置する。この部分に設置する消火設備として、同項の表に照らして選ぶことができないものはどれか。

防火対象物の部分の概要

| 項目     | 内容                  |
|--------|---------------------|
| 防火対象物  | 令別表第一（十五）項に掲げる防火対象物 |
| 部分の用途  | 自動車の修理又は整備の用に供される部分 |
| 部分のある階 | 地階                  |
| 部分の床面積 | 250㎡                |

- A 泡消火設備
- B 水噴霧消火設備
- C ハロゲン化物消火設備
- D 粉末消火設備

## 問 3

基礎的知識

適応火災の絵表示の色

消火器には、適応する火災の区分に応じた絵表示を付けることとされている。次の表の（ア）～（ウ）に入る色の組合せとして、正しいものはどれか。

適応火災の絵表示の色

| 適応する火災の区分 | 絵表示の色              |
|-----------|--------------------|
| A火災       | 炎は赤色、可燃物は黒色、地色は（ア） |
| B火災       | 炎は赤色、可燃物は黒色、地色は（イ） |
| 電気火災      | 電気の閃光は（ウ）、地色は青色    |

- A** ア 白色 イ 黄色 ウ 黄色  
**B** ア 緑色 イ 黄色 ウ 白色  
**C** ア 白色 イ 赤色 ウ 白色  
**D** ア 緑色 イ 赤色 ウ 黄色

**問 4** 消防用設備等の構造・機能・工事・整備 全域放出方式の消火剤の量（指定可燃物）

木材加工品と木くずだけを保管する倉庫（指定可燃物を貯蔵する部分）を一つの防護区画とし、二酸化炭素の全域放出方式で防護する計画である。表の条件で、規則の基準を満たすために貯蔵容器へ用意する二酸化炭素の最低量は何kgか。

防護区画の条件

| 項目                       | 内容               |
|--------------------------|------------------|
| 防護区画の体積（m <sup>3</sup> ） | 400              |
| 気密構造体                    | なし               |
| 開口部                      | すべてに自動閉鎖装置を設けている |

- A 800 kg
- B 480 kg
- C 300 kg
- D 1,080 kg

問 5

消防用設備等の構造・機能・工事・整備

手動式の起動装置

不活性ガス消火設備の手動式の起動装置について、消防法施行規則の定めとして誤っているものはどれか。

- A 起動装置は、防護区画外で防護区画内を見とおすことができ、かつ、出入口付近など操作をした者が容易に退避できる箇所に設ける。
- B 起動装置の操作部は床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設け、起動装置の外表面は赤色とする。
- C 起動装置は、同じ貯蔵容器を共用する防護区画どうしであれば、複数の防護区画に対して一つにまとめて設けることができる。
- D 放出用スイッチ・引き栓等は、音響警報装置を起動する操作を行った後でなければ操作できないものとし、有機ガラス等による防護措置を施す。

問

消防用設備等の構造・機能・工 二酸化炭素消火設備の維持の基準（閉止弁と自動手動切替え装置）

6

二酸化炭素消火設備の維持について、消防法施行規則第19条の2の内容として正しいものはどれか。

- A 防護区画内に人が立ち入らない平常時も、誤放出を防ぐため閉止弁は閉止した状態で維持し、点検のときに開く。
- B 工事などで防護区画内に人が立ち入る場合は、閉止弁を閉止していれば、自動手動切替え装置は自動のままでよい。
- C 工事・整備・点検などで防護区画内に人が立ち入る場合は、閉止弁を閉止し、自動手動切替え装置を手動状態に維持する。
- D 閉止弁の閉止・開放の状態を維持する定めは、自動式の起動装置を設けた二酸化炭素消火設備に限って適用される。

## 解答・解説

---

**問 1 正解 C** 消防関係法令 令別表第一の項と用途

令別表第一では、各用途が次の項に掲げられている。

令別表第一での位置

| 用途  | 項      |
|-----|--------|
| 映画館 | (一) 項イ |
| 飲食店 | (三) 項ロ |
| ホテル | (五) 項イ |
| 図書館 | (八) 項  |

したがって C が正しい。

他の選択肢 A は誤り。(四) 項は百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場であり、(六) 項は病院・社会福祉施設等である。B は誤り。(二) 項はキャバレー・遊技場等であり、(七) 項は学校である。D は誤り。映画館を (二) 項、飲食店を (四) 項、図書館を (七) 項としている点が誤っている。

**出典** 消防法施行令 別表第一 (一) 項・(三) 項・(五) 項・(八) 項

**問 2 正解 B** 消防関係法令 地階の自動車整備場に設置する消火設備

自動車の修理又は整備の用に供される部分は、地階又は2階以上の階では床面積200㎡以上が対象となるので、250㎡の地階の部分は令第13条第1項の対象である。この行の下欄は泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備で、水噴霧消火設備は掲げられていない。したがって B が正しい。

他の選択肢 A・C・D はいずれも、自動車の修理又は整備の用に供される部分の行の下欄に掲げられた消火設備で、この中から選んで設置することができる。

**出典** 消防法施行令 第13条第1項の表（自動車の修理又は整備の用に供される部分の行）

**問 3 正解 A** 基礎的知識 適応火災の絵表示の色

消火器の技術上の規格を定める省令第38条第4項は、適応する火災の区分ごとに絵表示の色を次のように定めている。

規格省令に定める絵表示の色

| 適応する火災の区分 | 絵表示の色             |
|-----------|-------------------|
| A火災       | 炎は赤色、可燃物は黒色、地色は白色 |
| B火災       | 炎は赤色、可燃物は黒色、地色は黄色 |
| 電気火災      | 電気の閃光は黄色、地色は青色    |

したがって A が正しい。

他の選択肢 B は誤り。A火災の地色は白色、電気火災の閃光は黄色である。C は誤り。B火災の地色は黄色、電気火災の閃光は黄色である。D は誤り。A火災の地色は白色、B火災の地色は黄色である。

**出典** 消火器の技術上の規格を定める省令 第38条第4項第1号

**問 4 正解 A** 消防用設備等の構造・機能・工事・整備 全域放出方式の消火剤の量（指定可燃物）

指定可燃物（可燃性固体類及び可燃性液体類を除く）を貯蔵する部分は、指定可燃物の種類ごとに防護区画の体積  $1 \text{ m}^3$  当たりの量が決まっている。木材加工品又は木くずに係るものは  $2.0 \text{ kg/m}^3$  である。開口部はすべて自動閉鎖装置つきなので加算はない。

消火剤の量の計算

| 段       | 計算                                |
|---------|-----------------------------------|
| 体積当たりの量 | $2.0 \text{ kg/m}^3$              |
| 消火剤の量   | $400 \times 2.0 = 800 \text{ kg}$ |

したがって A が正しい。

他の選択肢 B は誤り。通信機器室の  $1.2 \text{ kg/m}^3$  を用いた値である。C は誤り。合成樹脂類（ゴム製品等を除く）の  $0.75 \text{ kg/m}^3$  を用いた値である。D は誤り。綿花類等の  $2.7 \text{ kg/m}^3$  を用いた値である。

出典 消防法施行規則 第19条第4項第1号イ（イ）

**問 5 正解 C** 消防用設備等の構造・機能・工事・整備 手動式の起動装置

手動式の起動装置は、一の防護区画又は防護対象物ごとに設ける。貯蔵容器を共用していても、起動装置を複数の防護区画で一つにまとめることはできない。したがって C が正しい。

他の選択肢 A は正しい。設置位置の定めのとおりである。B は正しい。操作部の高さとして外面の色の定めのとおりである。D は正しい。放出用スイッチ等の操作の順序と防護措置の定めのとおりである。

出典 消防法施行規則 第19条第5項第15号

**問 6 正解 C** 消防用設備等の構造・機能・工事・整備 二酸化炭素消火設備の維持の基準（閉止弁と自動手動切替え装置）

規則第19条の2第1号は、閉止弁を、工事・整備・点検その他の特別の事情により**防護区画内に人が立ち入る場合は閉止**、それ以外の場合は**開放**の状態に維持するとしている。同条第2号は、人が立ち入る場合に**自動手動切替え装置を手動状態に維持する**としている。立ち入るときは両方を同時に満たす必要がある。したがって **C** が正しい。

他の選択肢 A は誤り。人が立ち入る場合以外は「開放された状態」に維持する（第1号ロ）。B は誤り。閉止弁の閉止と、自動手動切替え装置の手動状態の維持は、別の号でそれぞれ求められている。D は誤り。第1号は閉止弁の状態の維持を定めるもので、起動装置の方式による限定は置かれていない。

**出典** 消防法施行規則 第19条の2第1号・第2号

---

## 本章の出典

- 消防法（昭和23年法律第186号）2026年10月1日時点
- 消防法施行令（昭和36年政令第37号）2026年10月1日時点
- 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）2026年10月1日時点
- 消防法（昭和23年法律第186号、2026年10月1日時点）
- 消防法施行令（昭和36年政令第37号、2026年10月1日時点）
- 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号、2026年10月1日時点）
- 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号、2026年10月1日時点）
- 消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成16年消防庁告示第10号、平成26年消防庁告示第16号までの改正を反映）
- 初期消火（燃烧と消火の原理）（京都市消防局）
- 低温発火とは（消防庁消防大学校 消防研究センター FAQ）
- 第2章 基礎的知識（検討会資料2-2）（消防庁）
- 消防法（昭和23年法律第186号。2026年10月1日時点の条文）
- 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号。2026年10月1日時点の条文）
- 消防機器早わかり講座 消火器用消火薬剤（日本消防検定協会）
- 計量単位令（平成4年政令第357号。2026年10月1日時点の条文）
- 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。2026年10月1日時点の条文）
- 消防法施行規則（基準日 2026-10-01 時点の版）第19条
- 消防法施行令（基準日 2026-10-01 時点の版）第16条～第18条
- 二酸化炭素消火設備の安全対策について（平成8年9月20日 消防予第193号・消防危第117号）別添
- 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。2026年10月1日時点の条文）
- 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和51年消防庁告示第9号。令和元年改正まで）
- 不活性ガス消火設備等の放出弁の基準（平成7年消防庁告示第1号。令和元年改正まで）
- 不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成7年消防庁告示第2号。令和元年改正まで）
- 不活性ガス消火設備等の制御盤の基準（平成13年消防庁告示第38号）

- 
- 不活性ガス消火設備の閉止弁の基準（令和4年消防庁告示第8号）
  - 消防法施行規則（基準日 2026-10-01 版）第19条の2・附則（令和5年4月1日施行分）
  - 消防庁予防課「二酸化炭素消火設備に係る基準改正のポイント」（令和4年12月26日 事務連絡 別紙）
  - 消防庁「二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策に関する検討結果報告書」の公表（令和4年3月30日）
  - 消防用設備等の試験基準 第6（令和5年1月23日 消防予第42号 別紙1による改正後）
  - 消防用設備等の試験基準 第7・第8（平成28年3月31日 消防予第104号 別添1による改正後）
  - 消防用設備等の点検要領 第6 不活性ガス消火設備（令和5年1月23日 消防予第42号 別紙2による改正後）
  - 消防用設備等の点検の期間等を定める件（平成16年 消防庁告示第9号、令和2年改正まで反映）

いずれも公的機関等が公表している資料です。制度は改正されるため、受験にあたっては必ず最新版をご確認ください。

## 消防設備士甲種第3類 想定問題集

2026年10月版（第1.1版・2026年10月14日改訂）

発行：Skill Base Camp <https://skillbasecamp.com>

本書は非公式の学習教材であり、試験を実施する団体の公認・監修を受けたものではありません。

内容は公開情報に基づき著者が独自に作成しています。制作時点の情報に基づくため、制度の最新の状況は一次情報をご確認ください。

文中に記載される試験名・団体名・製品名は、各社の商標または登録商標です。本文中では ™ および ® を省略しています。